

事業計画作成で、優遇税制や金融支援等が受けられる！

# 経営力向上計画 策定支援サービス



<経営力向上計画とは？>

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画（「経営力向上計画」）について、国の認定を得ることができます。

経営のパスポートを  
ご存じですか？

## 経営力向上計画の3大メリット！

2020年  
5月拡充

メリット1

### 優遇税制の活用

#### 即時償却・税額控除 適用 (中小企業経営強化税制)

経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得し、指定事業として導入した場合、即時償却または税額控除を適用できます。強化税制はテレワーク等のための設備投資促進のため、**C類型が拡充**されました。(2020年5月)

※ 1,500万円の設備投資の場合、取得価額1,500万円全額を損金算入、または最大150万円(取得価額の10%)を法人税・所得税から控除できます。

#### 所得拡大促進税制で 控除額増加

従業員の給与を前年度より増加させた場合、**最大で増加額の25%**を法人税から控除できます。

※ 役員等に支払った給与等は計算に含まれません。



#### 再編・統合等(M&A) に係る税負担の軽減

M&Aの際に発生する登録免許税・不動産取得税が軽減されます。(所有権移転の登記方法により税率が異なります)

※ 合併による不動産の所有権移転の登記の場合、通常0.4%⇒経営力向上計画認定0.2%に軽減

メリット2

### 資金調達の活用

#### 日本政策金融公庫 による低利融資

新事業活動促進資金を受けることで、政策公庫が掲げる基準金利に対し、**-0.9%の設備資金の融資**を受けることができます。

※ 融資を受けられない場合もあります。

メリット3

### 補助金の優先採択

#### 各種補助金の 加点・優先採択

**事業承継補助金・小規模事業者持続化補助金**など審査時に加点を受けることができます。

※ 補助金によっては事前認定取得が必要なケースもあります。

裏面のアンケートを  
回答いただくと、  
適用できる内容が  
分かります。



<お申し込みはこちらまで FAX : 03-6800-2108>

